

経

営

情

報

2013.9.26

NO.389

日本公庫のスタンバイ・クレジット制度について

～海外で現地流通通貨建て資金調達をお考えの方に～

スタンバイ・クレジット制度は、平成24年8月の「中小企業経営力強化支援法」の施行により、日本公庫が新たに開始した海外展開支援メニューです。

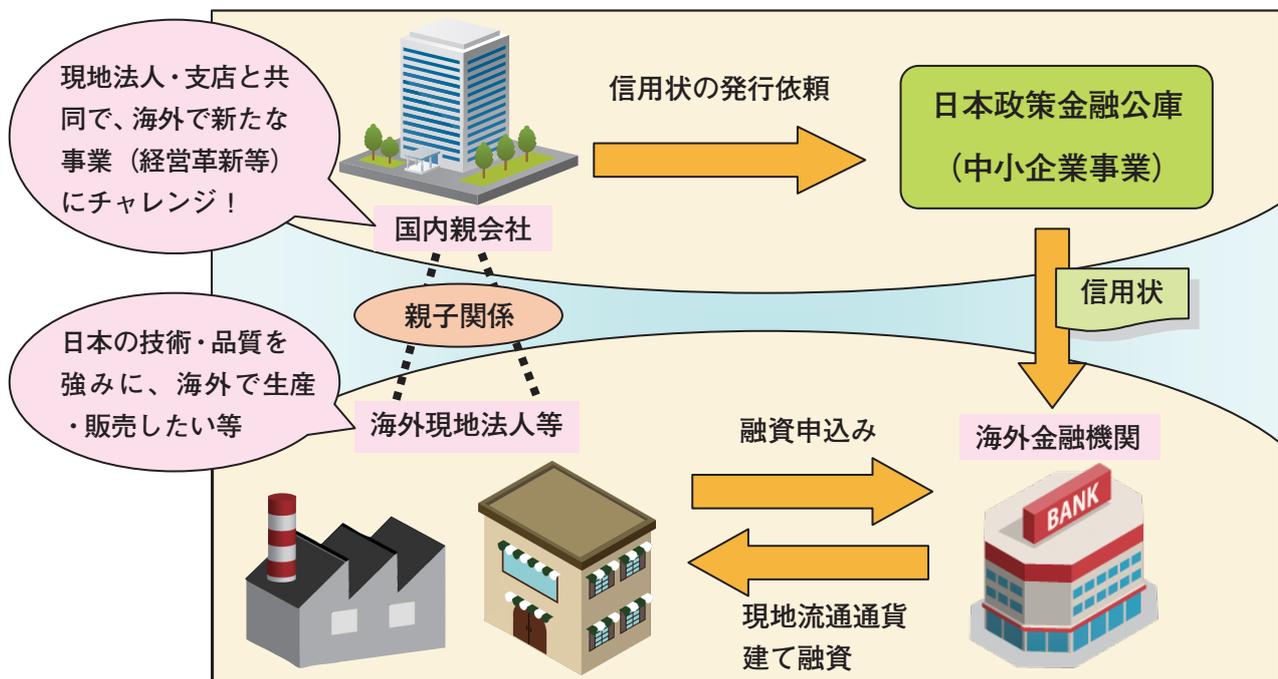
本制度は、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」の中で、国際展開する中小企業・小規模事業者の支援策のひとつとして盛り込まれているなど、重要な施策となっています。

本号では、制度の概要やご利用のメリットに加え、提携している海外金融機関の概要やご利用いただいた企業の事例をご紹介します。

スタンバイ・クレジット制度とは

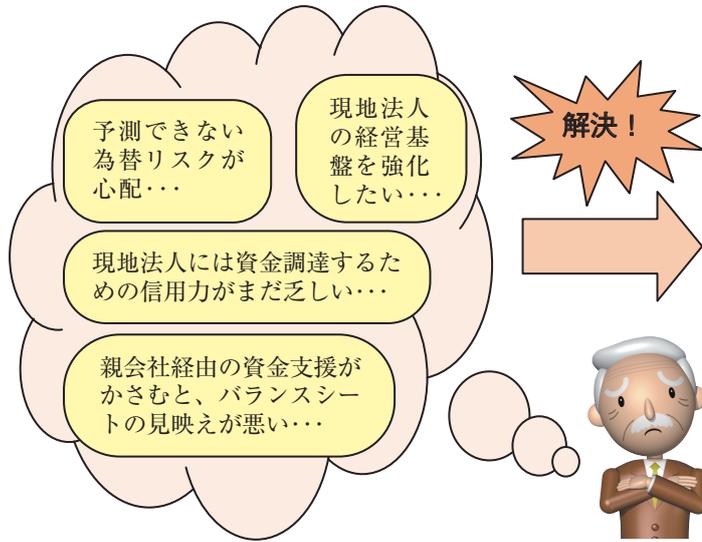
本制度は、日本の中小企業者・小規模事業者（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が、日本公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入れを行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンバイ・クレジット（以下「信用状」といいます）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

【スタンバイ・クレジット制度のスキーム図】



スタンドバイ・クレジット制度のご利用メリット

海外進出における様々な悩みを…

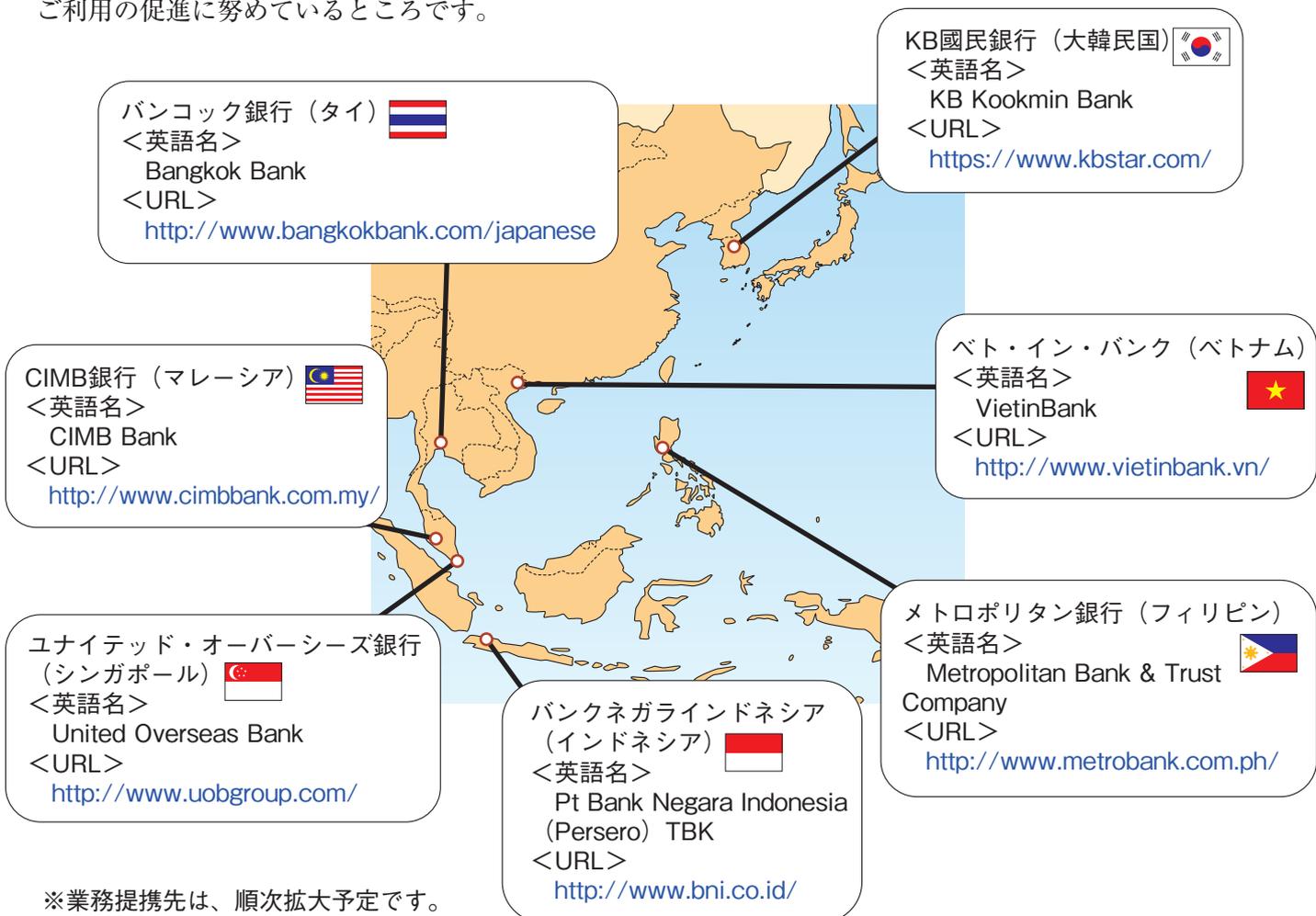


制度のご利用メリット

- 海外で円滑かつ低利に海外金融機関から現地流通通貨を調達することができます。
- 現地流通通貨にて借入れを行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、為替リスクを回避できます。
- 本制度の利用をきっかけに、海外金融機関の持つ様々な金融商品や情報サービスを利用することが可能になり、海外現地法人等の現地での資金調達力や情報収集機能の強化が期待できます。
- 海外現地法人等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社の財務体質の改善(バランスシートのスリム化)が期待できます。

日本公庫と業務提携している海外金融機関

現在、日本公庫では、7つの海外金融機関との業務提携関係を確立し、①海外において日本語で融資相談ができる体制、②100%政府出資の日本公庫の信用力を裏付けに、日本の中小企業者・小規模事業者の海外現地法人等が海外現地で円滑かつ低利に現地流通通貨を調達できる体制を整え、ご利用の促進に努めているところです。



※業務提携先は、順次拡大予定です。

スタンドバイ・クレジット制度のご利用事例

日本公庫では、既にバンコック銀行に対して、お取引先の海外現地法人による同行からの新規借入を保証する信用状を発行しています。また、今年3月以降、提携金融機関を拡大したことにより、タイだけではなく、アジア各国における信用状発行のご相談をいただいているところです。

以下に、本制度をご利用いただいたお客さまの事例をご紹介します。

【事例1 海外進出間もない中で、公庫の信用力を活用して現地で資金調達を実現】

企業名	株式会社マイクロトップ		
業種	金型・同部分品等製造業	本社所在地	岩手県八幡平市

<当社事業と今次計画>

当社は、携帯電話やデジタルカメラ等に使用される部品の超精密金型の製造業者。フィリピンには2010年に、タイには2011年に進出している。

今次計画は、日本本社を技術開発拠点、フィリピン法人を生産拠点、タイ法人を営業・サービス拠点として役割分担し、各拠点の特徴を最大限に活かした販売態勢を構築するもの。これにより、ASEAN地域全体を対象とした金型の開発・メンテナンスを含めた総合的かつグローバルな販売方式を新たに展開し、グループ全体の付加価値向上を目指す。

<利用した感想等>

「タイでの業歴が浅く、子会社が現地で直接融資を受けるのは難しいと感じていました。

現地通貨での借入れができる、為替変動にも左右されず、今後の事業展開がよりスムーズになるので助かります。」

さらに…

フィリピン拠点の増産対応のため、スタンドバイ・クレジット制度を利用してメトロポリタン銀行にも融資申込みを検討中。

【事例2 地場銀行との取引により現地法人の経営基盤強化を実現】

企業名	株式会社エム・ソフト		
業種	受託開発ソフトウェア業	本社所在地	東京都台東区

<当社事業と今次計画>

当社は、画像・制御・業務・通信など幅広い分野でソフトウェアを提供する受託開発ソフトウェア業者。デジタルカメラやパソコン上の画像を印刷物に投影するための色変換技術、映画やテレビ番組で使われる映像のデジタル画像処理技術に独自のノウハウを有する。

今次計画は、自社開発のプロジェクト利益管理システムを導入し、国内・海外のプロジェクトごとに要員計画の最適化を図るもの。これにより、国内およびタイ法人との間で国際分業体制を整え、グループ全体でさらなる販路開拓やコスト削減を図る。

<利用した感想等>

「海外の現地金融機関と融資取引が開始できたことで、同行から融資以外の様々な金融サービスについても紹介をいただき、今後の事業展開に向けて安心感が得られました。

今回のタイでの借入れは、現地法人の事業基盤の強化や独立性の確保につながるものと考えており、日本公庫には良い制度を創設いただけて感謝しています。」

<ご利用いただける方>

- 本制度を利用できるお客さまは、以下のいずれかの計画の承認又は認定（変更承認又は変更認定を含む）を受けた方となります。
 - ・新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認
 - ・新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定
 - ・地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定
 - ・農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定

各種計画の策定の際は、お気軽に日本公庫職員にもご相談ください！

- 本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

<制度概要・ご利用条件>

信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ●補償限度額：1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社ごとに4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人ごとに4億5千万円が補償限度額となります） ●補償条件：海外金融機関からの請求による支払い ●信用状有効期間：1年以上6年以内（融資期間をフルカバーするため、「融資期間+数カ月」での設定となります。） ●適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ●補償料率：信用リスク・信用状有効期間・担保の有無に応じて所定の利率が適用されます。 ●補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い ●連帯保証人：国内親会社の経営責任者の方 ●担保をいただく場合、根抵当権の設定が必要です。 ●償還債務の金額：日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額
海外でのお借入れ条件	<p>本制度によるお借入れの条件は、以下を前提としつつ、詳細（期間・返済方法・金利等）は海外金融機関が決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資金額および通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ●資金用途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金 ●融資期間：1年以上5年以内

上記は概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

【制度パンフレット】 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/pdf/chusho_kaigai.pdf

(国際業務部)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>